

分野・テーマ別事業実施における一部を改正する件 新旧対照表

(令和2年9月30日ジェットロ改訂)

※改訂後、下線部分が追記、修正された部分です。

改訂後	現行
<p>IIの4. (追記)</p> <p><u>○計画変更の手続き(「申請書」の提出)が必要な事例</u></p> <p><u>(1)事業の中止又は廃止イベント主催者、国の渡航禁止令など外的要因により、やむを得ない事情で計画した事業を中止する場合。なお、事業実施者都合での事業を取り止めようとする場合は必ずご連絡ください。</u></p> <p><u>(例) 新型コロナウイルス感染拡大のため主催者の都合でイベントが中止になった。</u></p> <p><u>(2)事業の目的の変更および追加イベント等の開催国の追加や変更、活動内容の追加や変更 等目的の変更がある場合。</u></p> <p><u>(例) 主催者の都合でイベント等の開催国が変更になった。</u></p> <p><u>(3)成果目標の変更</u></p> <p><u>承認された事業項目の成果目標を(減額)変更する場合。</u></p> <p><u>(例) PR事業の成果目標を減額する、販促事業の成果目標を減額する。</u></p> <p><u>(4)活動ごとの事業費の増(減)額、および全体事業費の減額 PR活動及び販売促進活動で、それぞれの活動事業費が30%を超える増減額の調整がある場合(活動費間の流用)、または交付金額の範囲内で全体事業費の30%を超える増減額がある場合。</u></p> <p><u>(例) PR活動の計画変更に伴う活動事業費</u></p>	<p>IIの4. 事業実施計画書において、計画したことは必ず実施してください。変更がある場合は必ずジェットロへ連絡、相談してください。当初予定していた事業の取り止めや変更などが必要となる場合、又は当初予定どおりに事業が進捗していない場合等は、所定の手続きが必要となりますので、速やかにジェットロへ連絡、相談してください。</p> <p>実施体制や取組内容に変更の必要が生じる場合も、速やかにジェットロへ連絡、相談し、事前に理由書を添えて変更手続きを行ってください。</p>

が30%以上の増減額。計画変更に伴う全事業費の30%以上の減額。

(5) 補助率が異なる活動費の相互流用定額補助のPR活動と1/2補助の活動(販売促進活動)間で予算流用が発生する場合は流用比率に関係なく申請が必要。

(例) PR活動事業費を1円減額し、販売促進活動費を1円増額。

VII. FAQのQ7. (追記)

Q7. 民間事業者の人件費は補助対象ですか  
団体等の会員等含めて、民間事業者の人件費は補助対象外となります(「バリューチェーン構築実証事業」、「輸出有望商品事業」は除く)。

VIII. 過去に多かったご質問 (追記)

9 補助金事業で制作したWEBサイト及びSNSのアカウントは補助事業の終了とともに削除が必要か。

回答

①事業で制作、運用するWEBサイト/SNSの運営は事業採択の年度末までを有効期限として制作してください。開設費用・運営費用は、事業完了日分まではどちらも補助の対象です。②年度末に削除は必要ありませんが、事業完了日以降の運営費用及び更新費用は事業者の自己負担です。翌年度も継続して運用する場合、補助事業とは無関係のものを紹介するような内容変更・リニューアルは差し控えてください。

10 補助金で制作したWEBサイト/SNSアカウントで自社商品をPRしてもいいか

回答 WEBサイト/SNSのアカウントで、「事

VII. FAQ

Q7. 民間事業者の人件費は補助対象ですか  
団体等の会員等含めて、民間事業者の人件費は補助対象外となります。

VIII. 過去に多かったご質問

<p><u>業実施主体の他の事業」についてのコンテンツ制作・公開を行う場合、その制作費・更新費などは補助経費対象外です。</u></p>	
--	--